明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○金融庁組織令の一部を改正する政令（二四二）　三
○銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（二四三）　四
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（二四四）　五
○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令を廃止する政令（二四五）　五
〔内閣官房令〕
○寒冷地手当支給規則及び人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房七）　五
〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四四）　七
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（同四五）　七
〔府令・省令〕
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一〇）　一二
〔省　令〕
○郵便法施行規則の一部を改正する省令（総務四四）　一三
○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行規則を廃止する省令（外務六）　一四
○国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令（財務四四）　一四
○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産四三）　一六
〔規　則〕
○人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を改正する人事院規則（人事院一―三四―一〇）　一九
○人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）の一部を改正する人事院規則（同一―六九―二）　二〇
○人事院規則一―七二（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）の一部を改正する人事院規則（同一―七二―二）　二〇
○人事院規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）の一部を改正する人事院規則（同一―七四―一）　二一
○人事院規則一―八〇（職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣）の一部を改正する人事院規則（同一―八〇―一）　二一
○人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則（同八―一二―一八）　二二
○人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を改正する人事院規則（同九―七―二一）　二三
○人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則（同九―二四―一八）　二三
○人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三四―三一）　二四
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四〇―五八）　二四
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一四三）　二五
○人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則（同一〇―一二―二七）　二六
○人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を改正する人事院規則（同一一―四―九）　二七
○人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則（同一一―一一―一）　二八
○人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を改正する人事院規則（同一八―〇―八）　二八
○人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則（同二一―〇―一〇）　二九
○人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を改正する人事院規則（同二四―〇―三）　二九
〔告　示〕
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務五）　三〇
○特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十三号に規定する債権の利率を定める件の一部を改正する件（金融庁四〇）　三〇
○漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十二号の農林水産大臣が定めた期間を定める件（農林水産一〇七七）　三一

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。